

きたろうハイキングクラブ会則

第1章 総則

第1条 この会は「きたろうハイキングクラブ」といい、事務所を
大阪市中央区森ノ宮中央2丁目11番21号ミリオンビル302号室におく。
この会は山を領域としたハイキングや登山を行う。(2004年3月改定)
(2023年4月改定)

第2章 会員

第2条 この会はハイキング及び登山の愛好者で、本会の会則を認めて所定の手続きを
とり、登録されたものは誰でも会員になれる。(2023年4月改定)

第3章 目的と活動

第3条 この会はハイキングや登山を通じて心身を鍛え、会員相互の交流をはかり、地
域社会におけるハイキングや登山の普及とその技術の向上に努める。

(2023年4月改定)

第4条 この会は前条の目的を実現するために「日本勤労者山岳連盟」へ加入し、援
助を受け協力して会員拡大に努め登山技術の普及や自然保護活動を実施する。

(2023年4月改定)

- (1) 初めてハイキングをやる人でも安全で、安く、楽しいハイキングができるよ
うにする。また、新規会員には会則や山行に支障のないように会のルールや
慣習等を説明し習得していただく。(2023年4月改定)
- (2) ハイキング技術を高めるため、講習会や特別山行を計画する。(2023年4月改定)
- (3) 新日本スポーツ連盟、他労山とも積極的に交流する。(2002年3月改定)
- (4) 本格的な岩登りと厳冬期における高所登山は基本的に禁止する。
(2023年4月改定)
- (5) 良い道具を購入したり使用するための指導を実施する。(2023年4月改定)
- (6) 会員の拡大を図る。(2023年4月改定)
- (7) 会報を発行する。(2002年3月改定) (2023年4月改定)
- (8) その他、目的実現のための諸活動を実施する。(2023年4月改定)

第4章 機関と役員

第5条 この会に次の機関をおく。

1.総会

- (1) この会の最高決議機関として、年1回会長が招集する。(2023年4月改定)
- (2) 年間の活動方針を決定する。(2023年4月改定)
- (3) 会員の3分の1以上の要求があったとき、及び会長が必要と認めたときは
臨時総会を開くことができる。(2023年4月改定)
- (4) 議案は総会出席者の過半数の賛成を得て可決される。(2023年4月改定)

2.運営委員会 (2023年4月改定)

- (1) 総会で選出された役員等で構成し、この会の方針に基づいて日常活動を行
い、その下に「専門部」をおく。(2023年4月改定)
- (2) 専門部に関して、事務局、会計、山行管理部、教育部、会報部、HP担当、
公開山行部、ターブルドート山行部、土曜山行部、自然保護部、ウィークデ
イハイク部、サロン部、ファミリー行事をおく。(2023年4月改定)

第6条 この会に運営委員会を構成する次の役員をおく。(2012年3月改定)(2023年4月改定)
会長 1名、副会長 若干名、事務局長 1名、
専門部長 各1名、 会計監査 2名、
府連理事 (2023年4月改定)
役員は総会出席者の過半数の賛同をもって選出され、任期は定期総会から次期
総会までとする。また、役員の新補充は運営委員会で行う。(2023年4月改定)

第5章 財 政

第7条 この会の財政は入会金、会費、準備金、その他でまかなう。(1998年3月改定)
(2023年4月改定)

- (1) 入会金は2,000円とし、家族会員(16才以上)は1名につき2,000円とする。(2018年4月13日改定)
- (2) 会費は会員月額800円、家族会員(16才以上)は1名月額500円とし、3ヶ月前納を原則とする。(2012年3月31日改定)
- (3) 会費の支払いは口座振込のみとする。(2011年3月26日改定)

第8条 会計年度は当年2月16日から翌年2月15日までとし、各年度毎に決算を行い会員に公示しなければならない。決算内容の公示は当年度収支表、期末財産目録、監査報告、剰余金処分案、予算案の五表とする。(1998年3月改定)
(2023年4月改定)

第9条 将来の不測の出費に備え準備金勘定を設ける。(1998年3月改定)

- (1) 準備金は年度剰余金より総会の決議により繰り入れることができる。
- (2) 準備金の支出については運営委員会が審議の上決定し、定期総会にて報告する。

第6章 山行規程

第10条 会山行(各専門部の実施する山行、及び特別山行をいう)(2023年4月改定)

- (1) 会は、基本的に月1回各会山行を行う。(2002年3月改定)
会員は会山行に参加することに努める。
会山行の内容は、専門部が決定し、リーダーを選任する。(2023年4月改定)
- (2) 会員は会員拡大のために積極的に公開山行に参加する。(2023年4月改定)
- (3) 会は、特別山行として春、夏、秋に山行を行う。(2002年3月改定)
会員はトレーニング山行、会山行に参加して、メンバーシップや技術の習得に努め特別山行に参加できるようにする。
特別山行の内容は、運営委員会で協議し、決定する。(2023年4月改定 元(2))
- (4) 会山行に関し、リーダーは基本的に山行前、山行中を問わず、計画の変更、参加者の決定等の権限を有する。(2023年4月改定 元(3))
- (5) すべての山行において山行計画書を運営委員会に提出すること。
(2018年4月7日 例会から公開山行へ名称変更のため改定)
(2018年4月13日 特別例会を特別山行に改定) (2023年4月追加改定)

第11条 有志山行(会山行以外の山行をいう)(2002年3月改定)

会員同士、会員外の人との山行について、5日前までに山行計画書(様式1・2・3のいずれか)を提出し、運営委員会の承認を得ること。止むを得ず日帰り山行で指定様式を添付せず、メール提出する場合は、以下の必要項目を記載する。①実施日 ②山名 ③コース詳細 ④参加者名(複数の場合は、リーダーの明示を含む)単独行は、5日前までに届けて、運営委員会の許可を得ること。原則として禁止する。(2023年4月改定)

第12条 報告 (2002年3月改定) (2023年4月改定)

- (1) 全ての山行のリーダーは下山直後に、会事務所(運営委員会)宛に下山報告をする。
- (2) 会山行のリーダーは会報作成日の2日前(木)までに、会事務所(運営委員会)宛に山行報告書を提出する。有志山行の場合、提出は任意とする。

第13条 労山基金加入 (2023年4月改定)

会員は、労山基金に加入すること。

労山基金の交付金の受取人は会長とする。会が認めた山行でない限り、労山基金は受理されません。

第14条 個人車両の使用について

会山行、有志山行を問わず、山行は公共交通機関を優先的に利用して実施するが、止むを得ず個人車両を使用する場合は、車両使用細則を適用する。

(2023年4月 車両使用細則の条項を挿入のため改定)

第7章 付 則

第15条 納入した入会金、会費は理由のいかんを問わず返却しない。

(2023年4月改定 元14条)

第16条 休会制度 (2008年4月改定) (2023年4月改定 元15条)

- (1) 諸般の事情により会活動に参加できなくなった会員に対し、運営委員会で認められた場合に限り、休会制度を適用し、年会費 2,400 円 (2008年4月改定) とする。
- (2) 但し、第1項の適用は本人の申し入れによるものとし、運営委員会で認められた月より施行する。

第17条 会友制度 (2000年3月改定) (2023年4月改定 元16条)

第4条、(3)に掲げる友好団体に籍を置く人、又は運営委員会で認められた人に限り会友制度を適用し、年会費 1,500 円とする。

第18条 名誉会員 (2023年4月改定 元17条)

会員の推薦により、運営委員会又は総会で会運営への貢献を認められた会員に対し、名誉会員の称号を送る。

第19条 家族会員 (1997年3月改定) (2023年4月改定 元18条)

家族会員とは会員と同居している 16 才以上の家族とする。

第20条 退会 (2023年4月改定 元19条)

退会するときは事務局まで届け出ること。

理由なくして、会費を6ヶ月以上滞納したものは原則として退会したものとみなす。但し、会費は退会とみなされた月まで納入の義務を負う。

第21条 除名 (2023年4月改定 元20条)

会の運営に支障があると認められた会員に対し、運営委員会として本人の言い分を聞いた上で全委員により協議し除名も含め処分を決定する事が出来る。

第22条 この会則に規程していないことがらについては、運営委員会が会則の精神に基づいて処理できることとする。(2023年4月改定 元21条)

第23条 この会則の改廃は総会出席者の過半数の議決でおこなう。

(2023年4月改定 元22条)

慶弔規程

弔意を表す意味で次の規程を設ける（2014年3月改定）。

1. 弔慰金としてクラブ会計より拠出する。

会員本人 10,000円（2023年4月改定）

1976年2月29日 施行 2008年4月6日 改定
1990年3月25日 改定 2011年3月26日 改定
1993年3月28日 改定 2012年3月31日 改定
1997年3月30日 改定 2014年3月29日 改定
1998年3月29日 改定 2018年4月7日 改定
2000年3月26日 改定 2018年4月13日 改定
2002年3月31日 改定 2023年4月1日 改定
2004年3月28日 改定

きたろうハイキングクラブ車両使用細則

2023年4月1日制定

会則第14条に基づき「個人車両等の使用」については、次の通り車両使用細則を定める。

第1条 車両使用細則の適用

本細則は個人車両又はレンタカー等の使用による山行実施の際の運用細則とする。但し交通事故等のトラブルについては当会は一切関知しない。

第2条 目的

この規定は自家用車両を利用する山行において事故を未然に防ぎ、参加者の責任を明確にして、車両の運用及び事故発生の際、円滑に且つ速やかにその処理を進めることを目的とする。

第3条 対象

事前に車両の利用が明記された山行計画書を提出された山行に当規則を適用する。

第4条 使用車両

山行に使用する車両は次の条件を満たしていなければならない。

- ◇ 法定検査を受けていて、整備された車両であること
- ◇ 走行に適切な装備を搭載していること
- ◇ 任意保険に加入している車両であること
(保険の契約内容については別途定める)

第5条 運転

車両の運転に際しては次の項目を厳守すること。

- ◇ 道路交通法を遵守し安全運転をすること
- ◇ 同一運転手は2時間以上の連続運転をしない
- ◇ 運転交代要員を必ず1名以上を同乗させること

第6条 車両使用の経費分担

車両使用に関して、発生する費用は同乗者または参加者間で均等に負担する。

- ◇ 燃料費 実費
- ◇ 道路の通行料、駐車料金 実費
- ◇ 車両使用料 燃料費と同額又、運転者の経費分担の
軽減は同乗者間で決める。

第7条 非常時の損害費用分担

事故などに依る損害費用については同乗者相互負担により処理することを原則とする。

- ◇ 交通違反については運転者の全責任とする。
- ◇ 車両及び交通事故については付保任意保険の適用を原則として処理し、その原因が運転手に無い場合は同乗者が均等に負担する。

第8条 その他

当細則にないこと及び当細則では処理が不可能な場合は同乗者又は参加者間で話し合い解決する。事故のわだかまり等が発生しないよう十分話し合いをする。

第9条 当細則の改廃（改定）は総会に諮るものとする。

付 則

任意保険の契約内容（金額については2002年度に相応すること）

- ◇ 対人1億円以上
- ◇ 対物1千万円以上
- ◇ 搭乗者5百万円以上
- ◇ 運転手が保険の適用対象であること